

議案第49号

大田原市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について  
大田原市下水道条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市下水道条例等の一部を改正する条例

(大田原市下水道条例の一部改正)

第1条 大田原市下水道条例(昭和57年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第16条中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を当該合計額に加えた額」に改める。

(大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市農業集落排水事業の設置等に関する条例(平成5年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を当該合計額に加えた額」に改める。

(大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその消費税の額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を当該区分の額に加えた額」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。